

IFRSサステナビリティ開示
基準ーガイダンス、インサ
イト、何から開始すべきか

2023年7月



はじめに

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、2023年6月26日、最初の2つのサステナビリティ報告基準を公表しました。

- サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項 (IFRS S1 号) – 企業のバリューチェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する重要性のある情報を開示するためのコアとなるフレームワーク
- 気候関連開示 (IFRS S2 号) – 企業が気候関連のリスクおよび機会に関する情報を開示するための要求事項を定めた、最初のテーマ別基準

IFRS 財団は、任意で適用できるサステナビリティ関連の基準や要求事項が散在し、企業と投資家の双方にコスト、複雑性およびリスクをもたらしている状況に対処するため、ISSB を設立しました。ISSB™ の使命は、投資家のニーズを満たすように設計された、一貫性のある、比較可能で質の高いサステナビリティ報告のためのサステナビリティ報告基準 (IFRS® サステナビリティ開示基準) の包括的なグローバルベースラインを開発および公表することです。

IFRS S1 号は、企業に対し、全てのサステナビリティ関連のリスクおよび機会について情報を開示することを要求しています。しかし、世界の注目が気候に集まっていることを踏まえ、ISSB は、最初のテーマ別基準である IFRS S2 号を策定し、気候関連開示に関する具体的な要求事項を提供しています。

IFRS サステナビリティ開示基準は、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の4本の柱 (TCFD フレームワーク)、すなわち、ガバナンス、戦略、リスク管理ならびに指標および目標に基づいています [IFRS S1 号 BC3 項]。TCFD フレームワークは、多くの国・地域で義務付けられているか、または任意で用いられています。したがって、IFRS サステナビリティ開示基準の構造は、TCFD フレームワークを用いたことのある、またはそれを理解しているサステナビリティ報告書の作成者および利用者にとって馴染みのあるものとなるでしょう。

国際財務報告基準 (IFRS) を採択したプロセスと同様に、IFRS サステナビリティ開示基準が強制力をもつためには、現地の証券取引所やその他の規制当局による採択が必要です。いくつかの組織はすでに採択の意向を示しており、それに続く組織の数も増えると見込まれます。企業は、IFRS を適用していない場合であっても IFRS サステナビリティ開示基準の任意適用を選択できます。

本資料は、IFRS サステナビリティ開示基準と併せて読まれるべきであり、IFRS S1 号および IFRS S2 号の開示要求の包括的な手引きとして用いられることは意図されていません。IFRS S1 号および IFRS S2 号の概要については、[PwC In brief INT2023-15「国際財務報告基準 \(IFRS\) サステナビリティ開示基準が公表される」](#) (和訳は[こちら](#)) をご参照ください。

目次

1. サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的 要求事項(IFRS S1号)

1.1 概要

1.2 サステナビリティ関連のリスクおよび機軸の識別と 開示

1.2.1 ステップ1: サステナビリティ関連のリスクおよ び機軸の識別

1.2.1.1 合理的で裏付け可能な情報

1.2.1.2 重要性(マテリアリティ)の評価

1.2.2 ステップ2: ステップ1で識別されたサステナビ リティ関連のリスクおよび機軸に関して何を開示す べきかの決定

1.3 IFRS S1号におけるその他の重要な概念

1.3.1 適正な表示

1.3.2 報告企業

1.3.3 つながりのある情報

1.3.4 コア・コンテンツ

1.3.4.1 ガバナンス

1.3.4.2 戦略

1.3.4.3 リスク管理

1.3.4.4 指標および目標

1.3.5 現在のおよび予想される影響

1.3.6 開示の場所

1.3.7 報告時期

1.3.8 比較情報

1.3.9 準拠表明

1.3.10 判断、不確実性および誤謬

1.3.10.1 判断

1.3.10.2 測定および結果の不確実性

1.3.10.3 誤謬

2. 気候関連開示(IFRS S2号)

2.1 概要

2.2 コア・コンテンツ

2.2.1 ガバナンス

2.2.2 戦略

2.2.2.1 気候関連のシナリオ分析

2.2.3 リスク管理

2.2.4 指標および目標

2.2.4.1 GHG排出の開示

3. 適用日

4. 経過措置

5. 特定のガイダンスがない場合の開示

6. 次のステップ

1. サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項 (IFRS S1号)

1.1 概要

IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者(「主要な利用者」)が、企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用となるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報の開示を企業に要求しています[IFRS S1号第1項]。主要な利用者とは、現在のそして潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者をいいます[IFRS S1号付録A]。

サステナビリティ関連のリスクおよび機会を効果的に識別し、IFRS S1号の目的を達成するために、企業は、依存する資源やバリューチェーンとの関係を理解する必要があります。IFRS S1号第2項は、企業とバリューチェーン全体における資源や関係が、企業が活動する、相互依存システムを形成していると説明しています。すなわち、企業とバリューチェーン全体におけるステークホルダー、社会、経済および自然環境との関係や相互作用は、とりわけ短期、中期および長期にわたり企業がキャッシュ・フローを生み出す能力と密接に結びついています。

企業の資源や関係への依存および影響は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を生み出します。これらのリスクおよび機会は、短期、中期もしくは長期にわたり企業のキャッシュ・フロー、資金へのアクセスまたは資本コストに影響する可能性があります[IFRS S1号第3項]。これらをあわせて「企業の見通しに影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスクおよび機会」といいます[IFRS S1号第3項]。サステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別するために分析を実施することは、企業がどの情報をサステナビリティ報告に含めるかを決定する際にとる最初のステップです。

適用ガイダンスは、資源および関係は企業にとって価値の源泉であると説明しています。企業が自身のために価値を創造、保全、または毀損する能力は、企業が他者のために創造、保全または毀損する価値と密接に結びついています[IFRS S1号B3項]。したがって、企業の資源および関係ならびに企業が導き出す価値を理解することは、サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別を容易にします。



適用ガイダンスは、企業が依存し影響を与える資源は様々であり、異なる形態をとる可能性があるとして説明しています。このような資源には、財務、製造、知的、人的、関係および自然が含まれますが、これらに限定されません[IFRS S1 号 B4 項]。これらは、国際統合報告フレームワーク(IRF)における資本と類似しています。IFRS S1 号 BC41 項は、IFRS S1 号の目的が IRF に立脚しているものの、IFRS S1 号は同じ用語を使用していないことを明確にしています。

IRF で説明されている「価値」の概念の理解は、価値の保全、再生、発展または悪化および毀損につながる事業分野に焦点を当てるのに役立ちます。例えば、研修の増加は、事業における人的側面の価値を高めますが、必ずしも同額ではないものの、財務サイドの価値は減少させます。

他者のための価値の創造、毀損、保全

IFRS S1 号 B3 項では、企業自身のために価値を創造する企業の能力と、他者のために創造、保全、または毀損する価値との密接な関係が言及されています。報告書の作成者は、これを、インパクト・マテリアリティ¹を指すものと間違えて解釈する可能性があります。企業が他者のために創造、保全、または毀損する価値と、企業自身が成功し目標を達成する能力との間の密接な関係を理解するには、以下の例をご参照ください。

農作物の病気を防ぐために企業が使用する農薬は、農作物の受粉に関わる周辺のハチ群に影響を与える可能性があります。農作物の販売から将来キャッシュ・フローを生み出す企業の能力は、ハチ群の健康と密接につながっています。使用した農薬が意図せずハチ群を死滅させた場合、農作物は受粉せず、その結果、企業による現在の農薬使用が、将来農作物を販売する企業の能力に影響を与える可能性があります。結果的に、ハチ群の健康は企業自身の価値創造能力に影響を与えます。

1.2 サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別と開示

企業の見通し(上記で定義)と、企業が晒されているサステナビリティ関連のリスクおよび機会との関連性を理解することはきわめて重要です。IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に予想される全ての重要性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別と開示について、2ステップから成るプロセスを説明しています。

- ステップ 1: 短期、中期および長期にわたり企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別する。
- ステップ 2: ステップ 1 で識別したサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関して、どのような開示を提供するかを決定する。

この評価を行うに当たり、企業は自身の活動だけでなく、バリューチェーン内の活動も考慮しなければなりません。

1.2.1 ステップ1: サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別

企業が、企業の見通しに影響を与えるサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別する場合、IFRS サステナビリティ開示基準、すなわちIFRS S1号およびISSBが公表しているテーマ別の基準を最初に考慮することが要求されます[IFRS S1号第54項]。IFRS サステナビリティ開示基準に加えて、企業は、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)スタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されます[IFRS S1号第55項(a)]。SASBスタンダードは、産業別基準(例えば、石油およびガス—探査および生産、商業銀行など)であり、その産業に適した開示トピック(例えば、水管理など)と、各開示トピックの中の指標のリスト(例えば、総取水量、総消費水量、水ストレスが高い地域または極めて高い地域におけるそれぞれの割合など)を明記しています。

しかし、本資料の「1.1 概要」で説明したように、IFRS S1号は、企業に対し、企業自身のために価値を創造する企業の能力と、他者のために創造、保全または毀損する価値を検討することを要求しています。これは、SASBスタンダードにおいては馴染みのない概念です。したがって、SASBスタンダード単独では、報告企業に関連する可能性のある全てのサステナビリティ関連の開示トピックが対応されるわけではありません。

¹ 影響の重要性に関する詳細は、[PwC In depth INT2023-04「CSRDの世界的な影響—準備はできていますか?」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

IFRS S1 号第 55 項(a)に基づき、企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別する際に、SASB スタンダードの開示トピックを「参照し考慮しなければならない」とされます。一般的に、「しなければならない(shall)」は、要求、すなわち、企業には選択の余地がないことを言います。IFRS S1 号 BC131 項では、企業は規則的な方法で SASB スタンダードを考慮することが要求されていますが、そのような開示が一般目的財務報告書の利用者の意思決定にとって関連性がなく、またサステナビリティ関連のリスクまたは機会を忠実に表現していない場合には、個々のそれぞれの規定を適用することは要求されないことを明確にしています。IFRS S1 号第 55 項(a)は、企業が、SASB スタンダードに含まれる開示トピックがその状況には適用できないと結論付ける可能性があることを明示的に述べています。

企業は、SASB スタンダードを単に無視することはできないため、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別する際に、SASB スタンダードをどのように評価しその適用可能性をどのように考慮したかを、内部目的のために明確に文書化しなければなりません。

IFRS S1号は、短期、中期および長期にわたり企業の見通しに影響を与える可能性のあるその他のサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別するために、企業が次のガイダンスを考慮することを容認すると示しています。[IFRS S1号第55項(b)]

- 水および生物多様性関連開示のための気候変動開示基準委員会(CDSB)フレームワーク適用ガイダンス
- 主要な利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書
- 同じ産業または地域においてオペレーションを行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスクおよび機会

短期、中期または長期にわたり企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別において、企業は、判断を適用することが要求されます。企業は、判断を適用する際に、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な全ての情報を利用することが要求されます[IFRS S1号B6項(a)]。

1.2.1.1 合理的で裏付け可能な情報

企業は、短期、中期または長期にわたり企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別する際に網羅的な調査を実施することは要求されていません[IFRS S1号B10項]。何が合理的で裏付け可能な情報かの判定には、企業固有の事実および外部環境における一般的な状況が含まれます[IFRS S1号B8項]。これには、企業のリスク管理プロセス、業界および同業他社の前例、ならびに外部の格付け、報告、統計などの企業内外の情報が含まれます。これに伴う企業の労力は、主要な利用者にもたらされる情報の便益と比較しなければなりません。利用者にとってサステナビリティ関連の情報が有用であればあるほど、そのような情報の獲得に企業がより大きな労力をかけることが期待されます[IFRS S1号BC17項]。

1.2.1.2 重要性(マテリアリティ)の評価

企業の見通しに影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別したのち、企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会のうちどれに重要性があるのかを検討する必要があります。IFRS S1号B25項は、重要性のある情報のみを開示する必要があると明確にしています。すなわち、全てのIFRS報告基準と同様に、企業は、IFRSサステナビリティ開示基準によって要求されている場合であっても、重要性のない情報を開示する必要はありません。IFRS報告における重要性の定義と整合的に、情報を省略、誤表示または覆い隠すことが、主要な利用者が当該情報に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合には、その情報は重要性があります[IFRS S1号第18項]。

1.2.2 ステップ2: ステップ1で識別されたサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関して何を開示すべきかの決定

どの情報に重要性があり開示すべきかを決定する際に、企業は、特定のリスクまたは機会に対処している、関連するIFRSサステナビリティ開示基準を参照することが要求されます[IFRS S1号第56項]。

IFRSサステナビリティ開示基準がサステナビリティに関連するリスクまたは機会に具体的に対処していない場合、企業は、特定のリスクまたは機会を忠実に表現し、企業の主要な利用者の意思決定のニーズに関連性のある情報を識別する際に、判断を適用することが求められます[IFRS S1号第57項]。この判断を適用する際に、企業は次のことを行います[IFRS S1号第58項]。

- 産業別の SASB スタンダードにおける開示トピックに含まれる指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

- さらに、IFRS サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、以下を考慮することも容認される。
 - 水および生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス
 - 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書
 - 同じ産業または地域の企業が開示する情報(指標を含む)
 - 企業がIFRS S1号の目的を満たすのを支援する範囲で、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)およびグローバル・レポート・イニシアティブ(GRI)スタンダード

PwC の所見:ガイダンスの情報源

特定のフレームワークに言及することは、異なるサステナビリティ報告フレームワークとの相互運用可能性につながるが意図されており、コンバージェンスを促進することが期待されています。

また ISSB は、IFRS S1 号に例示的ガイダンスを含む付属のガイダンスを公表していますが、これは解釈指針の提供を意図したものではありません。例示的ガイダンスは、IFRS S1 号の要求事項を満たすために、SASB スタンダードおよび CDSB フレームワークをどのように適用できるかを説明しています。例示的ガイダンスは、SASB スタンダードまたは CDSB フレームワークがガイダンスの全ての情報源を網羅しているわけではないことを認めているものの、他のガイダンスの適用に関する追加的な説明を示していません。

さらに、付属のガイダンスには、2つの設例が含まれています。この設例は、企業が特に SASB スタンダードをどのように適用するかに焦点を当てています。例えば、航空業界に焦点を当てた IFRS S1 号の設例 1 では、企業の従業員の多様性や性別間の報酬の平等に関する開示は含まれていません。なぜなら、これらは SASB スタンダードでは扱われていないからです。しかし、この情報が業界にとって重要性がある場合、作成者は、全ての重要性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別と開示を確保するために、SASB スタンダードだけでなく追加の情報源としてその他のガイダンスを考慮するでしょう。

ESRS および GRI の参照

ESRS および GRI スタンダードの考慮は、該当する開示の決定に限定されます。IFRS S1 号は、企業に、重要性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別するためのステップ 1 の一部として ESRS または GRI スタンダードを参照するよう示していません。これは、ESRS および GRI スタンダードの目的が、主要な利用者だけでなくより幅広いステークホルダーに情報を提供することに焦点を当てているためです。

注:IFRSサステナビリティ開示基準は、重要性のある情報のみを開示することを要求しています[IFRS S1号B25項]。本資料の以降の部分について、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に言及している場合、それらは重要性があると決定されていることを前提としています。

1.3 IFRS S1号におけるその他の重要な概念

1.3.1 適正な表示

IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示の適正な表示を要求しています。適正な表示を達成するために、企業は、企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会について、完全性があり、中立性があり、かつ正確性がある描写を提供することを要求されます[IFRS S1号第13項]。IFRSサステナビリティ開示基準によって要求されている開示が、企業の見通しに関するサステナビリティ関連のリスクおよび機会の影響を主要な利用者が評価するには不十分である場合には、企業は、追加的な情報の開示を要求されます[IFRS S1号第15項(b)]。

1.3.2 報告企業

企業は、財務報告目的で使用されるのと同じ報告の境界を適用してサステナビリティ関連財務開示を提供することが要求されています。例えば、ある企業が企業グループの親会社であり、グループの会計フレームワークであるIFRSに基づき連結財務諸表の作成が要求されていると仮定します。連結財務諸表は、親会社とその子会社についてのものです。企業は、サステナビリティ報告におけるサステナビリティ関連財務開示を同じ基礎に基づいて提供することが要求されます[IFRS S1号B38項]。

企業は、企業のバリューチェーンにおけるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関するサステナビリティ関連の情報を別個に提

供することが要求されています¹。この要求事項は、報告の境界を変更するものではありませんが、企業の見通しが企業のバリューチェーンから生じるサステナビリティ関連のリスクおよび機会によって影響を受けることを強調するものです。企業のバリューチェーンは、企業のビジネスモデルおよび企業がオペレーションを行う外部環境に関連する活動、資源および関係の全範囲と定義されています。これには、企業が、製品またはサービスの構想から、提供、消費および終了(end-of-life)まで、企業が製品またはサービスを生み出すために使用し依存する活動、資源および関係が含まれます[IFRS S1号付録A]。すなわち、当該企業のビジネスモデルに関連する上流および下流の活動に係る企業が、このバリューチェーンに含まれます。

PwCの所見:バリューチェーン

企業のサステナビリティ報告のプロセスと統制は、財務報告のプロセスと統制ほどには確立されていないかもしれません。その結果、企業は、バリューチェーンの範囲の決定やバリューチェーン内の企業から必要な情報を入手する際に課題に直面する可能性があります。

しかし、IFRS S1号は、バリューチェーンの範囲やバリューチェーンからの情報を識別する際に、企業に若干の救済を与えています。IFRS S1号B6項(b)は、企業がバリューチェーンの範囲を決定するには、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な全ての情報を利用することが要求されると述べています。合理的で裏付け可能な情報の解釈に関する詳細については、「1.2.1.1 合理的で裏付け可能な情報」を参照してください。

上流および下流の活動

IFRS サステナビリティ開示基準に明示的に定義されていませんが、上流の活動には、一般的に、企業の財またはサービスの生産の初期段階に関連する、当該企業以外の当事者による活動が含まれます(例えば、原材料の調達、原材料の加工、サプライヤーの活動など)。下流の活動には、企業によるインプット後のプロセスに関連する当該企業以外の当事者による活動が含まれます(例えば、輸送および流通、製品の加工、製品の利用、使用済み製品の処理など)。

1.3.3 つながりのある情報

IFRS S1号第21項は、企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の間のつながりについて、主要な利用者の理解を助ける情報を提供することを企業に要求しています。これには、異なるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の間のつながり、ならびに、サステナビリティ関連の財務情報と企業の財務諸表における開示とのつながりが含まれます。

企業は、サステナビリティ報告目的においては、可能な限り、また、該当する財務報告の原則を考慮して、財務報告目的で使用されるものと同じ財務データおよび仮定を用いることが要求されています[IFRS S1号第23項]。しかし、財務報告とサステナビリティ報告に用いられる仮定は整合しない場合がある可能性があります。

PwCの所見:つながりのある情報

サステナビリティ報告と財務報告で用いられるデータおよび仮定の整合性を明確にするために、以下の例を考えてみます。

例1—同じ財務データと仮定

あるメーカーは、生産する見込みの製品数量を使用して、サステナビリティ報告のシナリオ分析を作成しています。財務報告目的で減損評価を実施する際には、メーカーは、同じ生産する見込みの製品数量を使用しなければなりません。

例2—異なる財務データと仮定

特定の財務報告フレームワークにおいては、資産の改良または機能強化(および、予想される生産量の増加)を減損評価に含めるには、特定の要求事項を満たさなければなりません。これに対して、サステナビリティ報告のための企業のシナリオ分析においては、期待される資産の効率性向上によって、生産予定の製品数が増加する可能性が織り込まれることがあります。その結果、財務報告とサステナビリティ報告に用いられる仮定が異なる可能性があります。

1.3.4 コア・コンテンツ

IFRSサステナビリティ開示基準は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標というTCFDのフレームワークで用いられている4本の柱に基づいています[IFRS S1号BC3項]。これらの柱は、IFRS S1号第25項において「コア・コンテンツ」と呼ばれています。本

¹ IFRS S1号B5項は、企業のバリューチェーン内に関連会社および共同支配企業への投資を含めています。しかし、これらは単なる例であり、企業はバリューチェーン内の企業に対する所有権を持つ場合もあれば、持たない場合もあります。

項は、4本の柱のそれぞれに関連する重要性のある情報を開示することを企業に要求しています。

1.3.4.1 ガバナンス

ガバナンスに関連する開示要求事項は、企業がサステナビリティ関連のリスクおよび機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制および手続を主要な利用者が理解するのに役立ちます[IFRS S1号第26項]。この目的を達成するために、企業は、以下のような情報の開示を要求されます(以下に限定されるものではありません)。

- サステナビリティ関連のリスクおよび機会の監督について責任を負うガバナンス機関または個人
- プロセスにおけるそれらの役割

1.3.4.2 戦略

企業は、戦略および識別されたサステナビリティ関連のリスクおよび機会にどのように対処するかについての情報を開示することが求められます。

これには、以下に関する開示が含まれます[IFRS S1号第29項]。

- 企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会、ならびに各々の影響が発生すると合理的に予想される短期、中期または長期の期間
- サステナビリティ関連のリスクおよび機会が企業のビジネスモデルとバリューチェーンに与える現在のおよび予想される財務上の影響に関する、定性的および定量的情報(「1.3.5 現在のおよび予想される影響」参照)
- サステナビリティ関連のリスクおよび機会が企業の戦略および意思決定に与える影響
- サステナビリティ関連のリスクおよび機会が、企業の財政状態、財務業績および報告期間のキャッシュ・フローに与える影響、ならびにサステナビリティ関連のリスクおよび機会が企業の財務計画にどのように織り込まれているかを考慮した上での短期、中期および長期にわたり予想される影響

また、企業は、識別されたサステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略およびビジネスモデルのレジリエンスについて、主要な利用者が理解できるような情報を開示することが要求されます[IFRS S1号第41項]。

PwCの所見: サステナビリティ関連のリスクおよび機会による現在のおよび予想される財務上の影響

企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会について、現在のおよび予想される財務上の影響の両方を開示することが要求されます[IFRS S1号第34項]。また、企業は、そのレジリエンス評価を別個に開示することも求められています[IFRS S1号第41項]。

これらはIFRS S1号における2つの別個の要求事項であるため、企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会の予想される財務上の影響を決定する際にレジリエンス評価が有用であると考えられるかもしれませんが、IFRS S1号には、企業がサステナビリティ関連のリスクおよび機会の予想される財務上の影響を決定するためにレジリエンス評価を用いることは要求していません[IFRS S1号 BC113項]。

1.3.4.3 リスク管理

IFRS S1号で要求されるリスク管理の開示には、識別されたサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために企業が用いるプロセスが含まれています。また、これらのプロセスが企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されている程度、およびどのように統合されているかを開示することも要求されています[IFRS S1号第43項]。

特に、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために企業が利用するプロセスについては、以下に関する開示が含まれます[IFRS S1号第44項(a)]。

- 企業が用いるインプットやパラメーター(データソースに関する情報、プロセスでカバーされているオペレーションの範囲など)
- 企業はサステナビリティ関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を使用するか、どのように使用するか
- サステナビリティ関連のリスクの性質、発生可能性および規模がどのように評価されているか
- 他の種類のリスクと比較してサステナビリティ関連のリスクは優先順位付けされているか、どのように優先順位付けされているか
- 企業はサステナビリティ関連のリスクをどのようにモニタリングしているか

- プロセスは過年度から変更されたか、どのように変更されたか

1.3.4.4 指標および目標

サステナビリティ関連のリスクおよび機会が識別され、重要性があると評価された場合、IFRS S1号は、主要な利用者がこれらのサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する企業の実績について理解できるような情報を開示するよう企業に要求しており、これには、産業別の指標、ならびに企業が設定した、または法規制によって遵守を要求されている目標に向けての進捗が含まれます。そのような各目標について、企業は、マイルストーンまたは中間目標、目標に対するパフォーマンスならびに企業のパフォーマンスの傾向または変化の分析を開示することが要求されます [IFRS S1号第51項]。

1.3.5 現在のおよび予想される影響

企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会が企業のビジネスモデルやバリューチェーンに与える現在のおよび予想される影響を、主要な利用者が理解できるようにする情報の開示を要求されます [IFRS S1号第32項]。これには、企業に対しこれらのサステナビリティ関連のリスクおよび機会が、企業のバリューチェーンのどこに集中しているのかを記載するよう求める要求事項が含まれています。

サステナビリティ関連のリスクおよび機会により予想される財務上の影響を決定するために、企業は、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに入手可能な合理的で裏付け可能な全ての情報を利用することが要求されます [IFRS S1号第37項(a)]。定量的な情報が個別に識別できない場合、または定量的な情報が有用でなくなるほど不確実性の高い測定値に基づいている場合には、現在のおよび予想される影響に関する定量的情報を提供する必要はありません [IFRS S1号第38項]。さらに、企業が、定量的情報を提供するためのスキル、能力またはリソースを有していない場合は、予想される影響に関する定量的情報を提供する必要はありません [IFRS S1号第39項]。いずれの場合も、定量的情報が提供されていない理由などを含め、追加の定性的開示が求められます。

合理的で裏付け可能な情報の解釈に関する詳細は、本資料の1.2.1.1をご参照ください。

1.3.6 開示の場所

サステナビリティ関連開示は、企業の一般目的財務報告書の一部として提供されなければなりません [IFRS S1号第60項]。

サステナビリティ関連の財務開示は、気候、人的資本および／または生物多様性などの多くの異なるテーマを網羅する可能性があります。この情報は、当然のことながら、企業の一般目的財務報告書の中のひとつの特定の場所に記載できないかもしれません。IFRS S1号は、企業に適用される現地の法令に従い、様々な記載場所にサステナビリティ関連の財務情報を開示することを認めています [IFRS S1号第61項]。

情報の記載場所にかかわらず、企業は、特定の要件を前提として、企業が公表している他の報告書を相互参照することにより、サステナビリティ関連の財務情報を開示することが認められています [IFRS S1号B45項] [IFRS S1号B46項] [IFRS S1号B47項]。

1.3.7 報告時期

報告書の整合性を図るため、IFRS S1号は、企業に対し、サステナビリティ関連財務開示と年次財務諸表を同時に公表することを要求しています。さらに、企業のサステナビリティ関連財務開示は、財務諸表の報告期間と同じ期間をカバーしなければなりません [IFRS S1号第64項]。これは、主要な利用者と比較可能な財務情報およびサステナビリティ情報を提供する、という目的に対応する上で役立ちます。

IFRS S1号は、企業に対し、期中サステナビリティ関連財務開示を要求していません。企業が期中のサステナビリティ関連財務開示を行う場合、IFRS S1号は、期中期間終了後どのくらいの期間で、この情報を報告すべきかを明示していません [IFRS S1号第69項]。しかし、現地の証券取引所およびその他の規制当局は、企業に対し、期中サステナビリティ関連財務開示を要求する可能性があります。企業が期中サステナビリティ関連財務開示を要求されているか、これを選択した場合、期中報告日においては比較的少ない情報を提供することを選択できます [IFRS S1号B48項]。

PwC の所見: 報告時期

企業のサステナビリティ報告のプロセスと統制は、財務報告のプロセスと統制ほど確立されていないかもしれません。その結果、財務諸表と同時に企業のサステナビリティ関連財務開示を公表することは、作成者にとって困難が伴う可能性があります。

IFRS S1号には、適用初年度において、サステナビリティ関連財務開示の公表までより多くの時間を企業に許容する経過措置が含まれています。詳細については本資料の「4. 経過措置」をご参照ください。

1.3.8 比較情報

財務報告の要求事項と整合的に、IFRS S1号は、企業に対し、当期に開示した全ての数値について前期の報告期間に関する比較情報を開示することを要求しています。さらに、IFRS S1号は、当期についてのサステナビリティ関連財務開示を理解するのに有用である場合、説明的および記述的なサステナビリティ関連情報について比較情報を開示することを企業に要求しています[IFRS S1号第70項]。適用の最初の数年については、いくつかの経過措置が設けられています。これらの経過措置については、本資料の「4. 経過措置」のセクションで説明しています。

企業のサステナビリティ報告の比較情報に変更がある場合は、本資料「1.3.10 判断、不確実性および誤謬」のセクションをご参照ください。

1.3.9 準拠表明

IFRSサステナビリティ開示基準の全ての要求事項に準拠している企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の準拠表明を含めることが要求されます[IFRS S1号第72項]。これは、企業が行う報告に関連するサステナビリティ報告フレームワークの一部のみ準拠してサステナビリティ関連財務開示を作成することの多い現行実務とは異なります。

企業が相互運用性または比較可能性の理由(現地の法令を含む)のために提供したいと考える、IFRSサステナビリティ開示基準によって要求されていない、または不必要とみなされる可能性がある追加の開示は、明瞭にされなければならない、また、IFRSサステナビリティ開示基準に従って提供される情報を不明瞭にしてはなりません。

現地の法令によって、企業がIFRSサステナビリティ開示基準により要求される情報を開示することが禁止されている場合、企業は、その情報を開示しないことが認められます[IFRS S1号第73項]。しかし、企業は、開示されない情報の種類を開示し、利用者が制限の原因を理解できるようにすることが要求されます[IFRS S1号B33項]。この免除規定を用いる企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に準拠していると主張することを妨げられません。

また、IFRS S1号は、限られた状況において、IFRSサステナビリティ開示基準によって要求されているサステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密である場合には、それを省略することを企業に認めています[IFRS S1号第73項]。この例外規定を適用する前に、企業は次の3つの要求事項を考慮する必要があります[IFRS S1号B35項]。

- (a) 「サステナビリティ関連の機会についての情報が、既に一般に利用可能となっているものではない。
- (b) その情報を開示することにより、企業が当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することが合理的に予想される。
- (c) 企業が当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、企業が開示要求の目的を満たすことができるような方法で(例えば、集約されたレベルで)その情報を開示することが不可能であると企業が判断している」。

企業は、この免除規定を適用する場合は免除規定を用いた旨を開示し、省略された情報が各報告日時点でその要件を満たしているかどうかを再評価することが要求されます[IFRS S1号B36項]。この規定はサステナビリティ関連のリスクには適用されないことを理解しておくことが重要です。

1.3.10 判断、不確実性および誤謬

1.3.10.1 判断

企業は、サステナビリティ関連財務開示の作成過程で行った見積り(「1.3.10.2 測定および結果の不確実性」を参照)を含むものを除き、サステナビリティ報告に最も重大な影響を与える判断についての情報を開示することが求められます[IFRS S1号第74項]。これには、サステナビリティ関連のリスクおよび機会ならびに関連する開示の識別における判断が含まれます。

1.3.10.2 測定および結果の不確実性

サステナビリティ関連財務開示の作成において、開示する数値を直接測定できず、見積ることしかできない場合があります。これには、結果に不確実性のある将来起こり得る事象に関する仮定が含まれます。財務報告と同様に、サステナビリティ関連財務情報の評価および開示においては、合理的な見積りの使用が非常に重要な部分であり、見積りが正確に記述され説明されていれば、開示

の有用性を低下させることはありません[IFRS S1号第79項]。

企業が過年度の見積りに関連して新たな情報を識別し、この新たな情報が過年度に存在していた状況の証拠を示している場合、IFRS S1号B50項は、企業に対し、当年度の開示における比較数値を遡及的に修正することを要求しています。さらに、企業は見積りの変更の理由を説明することも要求されます。

企業は、将来予測的な指標の変化について比較数値を修正再表示することは要求されませんが、もし修正再表示を行うことが後知恵を含んでいない場合には、企業は、指標の修正再表示が容認されます。将来予測的な指標は、将来生じる可能性のある取引、事象、およびその他の状況に関連しています[IFRS S1号B51項]。

例えば、2022年にある企業が、次の5年間(2023年－2027年)のサステナビリティ関連の機会から生じる潜在的な収益の見積額を年間CU200,000として開示したと仮定します。2023年に、この企業は、潜在的な収益の年額の見積りに用いた仮定を変更します。新しい仮定を用いた場合、2024年－2027年の潜在的収益の修正後の見積額は、年間CU350,000になります。IFRS S1号B51項を適用して、企業は、比較数値の開示を修正再表示することが容認されます(要求はされませんが)、新たな見積りアプローチを反映させるため2023年の開示を更新します。

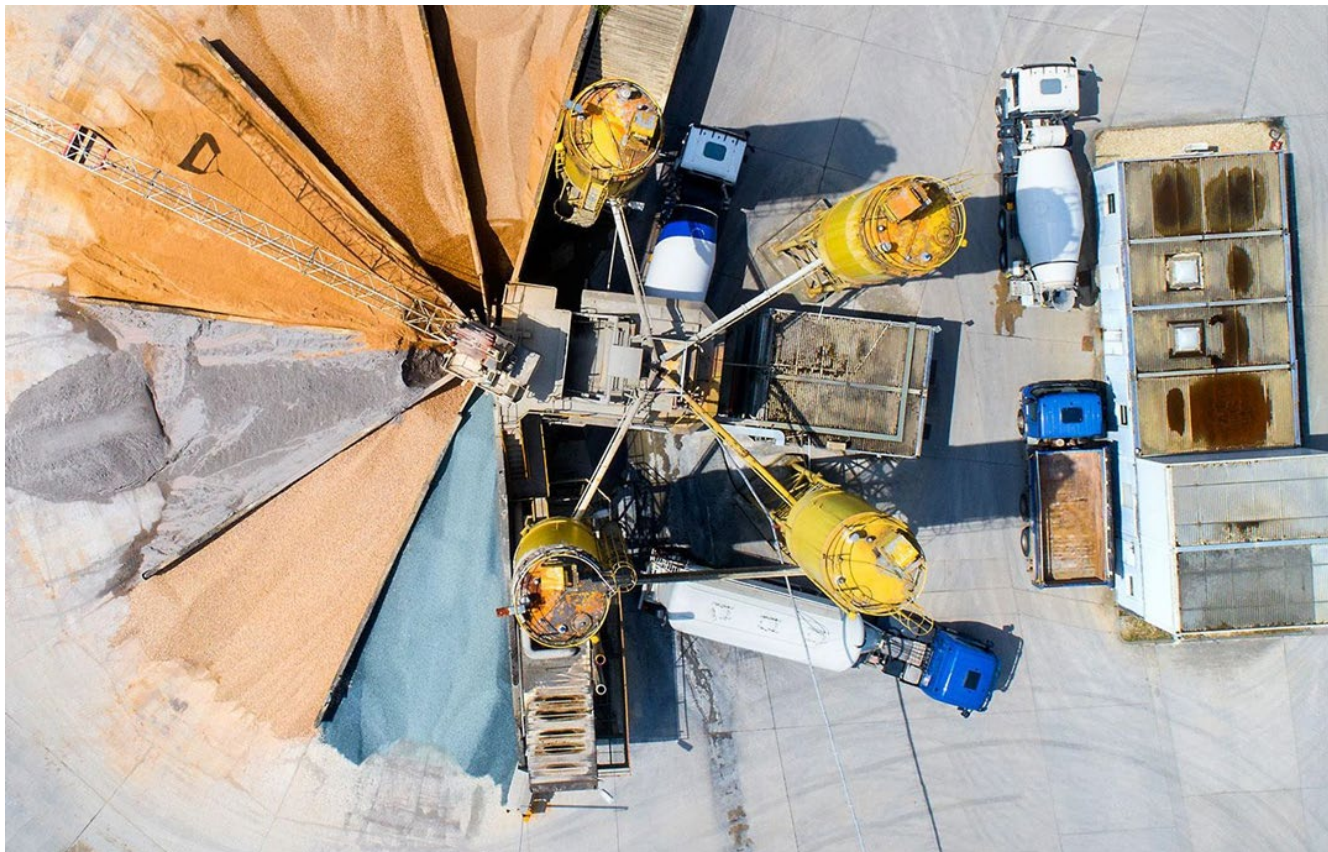
1.3.10.3 誤謬

誤謬は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」と同様にIFRS S1号で次のように定義されています。

「誤謬とは、過去の1つ又は複数の期間に係る企業のサステナビリティに関連する財務情報の開示の発行が承認された時に入手可能となっており、かつ、当該開示を作成し表示する際に入手でき検討できたと合理的に予想できた、信頼性の高い情報の不使用又は誤用により生じた、当該期間に係る企業のサステナビリティに関連する財務情報の開示における脱漏または誤表示をいう。」[IAS第8号第5項]。

IAS第8号と同様に、過去期間の誤謬は遡及的に訂正しなければなりません。企業は、誤謬の訂正と会計上の見積りの変更を区別することが要求されます[IFRS S1号第85項]。

誤謬は、入手可能である、または入手可能であるはずの情報の意図的または偶発的な誤用または無視から生じます。この点が、誤謬と見積りの変更とを区別するものであり、後者は測定に内在する不確実性のある数値に対する更新であり、その時点で優勢となっている状況を反映し最新情報を考慮に入れるために行われます。



2. 気候関連開示(IFRS S2号)

2.1 概要

IFRS S2号は、IFRS S1号における全般的な原則を基礎としており、気候関連の開示に焦点を当てています[IFRS S2号BC5項]。企業は、短期、中期および長期にわたり企業の見通しに影響を与える可能性のある気候関連のリスクおよび機会を識別することが要求されます[IFRS S2号第2項]。これらの気候関連のリスクおよび機会を識別するに当たって、企業は、「IFRS S2号『気候関連開示』の適用に関する産業別ガイダンス」(SASBスタンダードにおける気候関連の開示を基礎とする)で定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されます[IFRS S2号第12項]。

さらに、IFRS S2号第11項は、気候関連のリスクおよび機会を識別する際に、企業が過大なコストまたは労力をかけずに入手可能な全ての合理的で裏付け可能な情報を利用することを要求しています(詳しい情報については、本資料「1.2.1.1合理的で裏付け可能な情報」を参照)。

IFRS S2号は、物理的リスクと移行リスクという2種類の気候関連リスクを識別しています。IFRS S2号の付録Aは、気候関連の物理的リスクを次のように定義しています。

「事象を契機とすることがある気候変動(急性の物理的リスク)および気候パターンの長期的な変化(慢性の物理的リスク)に起因するリスク。急性の物理的リスクは、深刻の度合いや頻度が高まっている暴風雨、洪水、干ばつ、熱波などの気象に関連する事象により発生する。慢性の物理的リスクは、海面水位上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の損失および土壌の生産性の変化につながる可能性のある降水量や気温の変化を含む、気候パターンの長期的な変化から生じる。

これらのリスクは、資産への直接的な損害やサプライチェーンの分断による間接的な影響など、企業に財務上の影響を与えることがある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達および品質の変化、ならびに企業の施設、オペレーション、サプライチェーン、輸送ニーズおよび従業員の安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても影響を受ける場合がある。」

IFRS S2号付録Aは、気候関連の移行リスクを次のように定義しています。

「低炭素経済への移行に向けた取り組みから生じるリスク。移行リスクには、政策、法律、技術、市場、風評に関連するリスクが含まれる。これらのリスクは、例えば、気候関連の新規制や改正による営業費用や資産の減損の増加など、企業に財務上の影響を及ぼす可能性がある。企業の財務業績は、消費者の需要の変化および新技術の開発や展開により影響を受ける可能性がある。」

2.2 コア・コンテンツ

企業は、識別された気候関連のリスクおよび機会に関する情報を開示することが要求されます(「1.2.1.2重要性(マテリアリティ)の評価」参照)。IFRS S1号と整合的に、企業は、気候関連のリスクおよび機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理および指標と目標に関する重要性のある情報を開示することが要求されます。

PwC の所見: 重複の回避

IFRS S1号およびIFRS S2号はともに、企業が開示情報の重複を避ける際に役に立つガイダンスを含んでいます。例えば、サステナビリティに関連するリスクおよび機会の監視が統合的に管理されている場合、企業は、それぞれのサステナビリティに関連するリスクおよび機会について個別に開示するのではなく統合されたガバナンスに関する開示を提供することになります[IFRS 第2号第6項]。

この原則は、IFRS サステナビリティ開示基準に明記されていなくても、情報の不必要な重複を避けるために、企業のサステナビリティ関連財務情報の開示に広く適用することができます[IFRS S1号B42項(b)]。

2.2.1 ガバナンス

IFRS S2号のガバナンス関連の開示要求事項は、IFRS S1号に含まれている要求事項と整合しています。しかし、IFRS S2号は特に気候に焦点を当てています。詳しい情報については、本資料の「1.3.4.1 ガバナンス」のセクションをご参照ください。

2.2.2 戦略

企業は、識別された気候関連のリスクおよび機会の管理に関する戦略についての情報を開示することが要求されます[IFRS S2号第8項]。要求事項には、以下が含まれます[IFRS S2号第14項]。

- 気候関連のリスクおよび機会の現在のおよび予想される財務上の影響に関する定性的情報と定量的情報
- 企業が気候関連の目標達成に向けてどのような計画を立てているかに関する情報
- 気候関連の移行計画を策定する際の主要な仮定

また、企業は、気候関連の変化、開発または不確実性に対する企業の戦略およびビジネスモデルのレジリエンスについて主要な利用者が理解できるような情報を開示することが要求されます[IFRS S2号第9項][IFRS S2号第22項]。

IFRS S1号(「1.3.5 現在のおよび予想される影響」参照)と同様、気候関連のリスクおよび機会から予想される財務上の影響を開示する際には、一定の要件が満たされていることを条件として、定量的開示ではなく定性的開示を通じて開示要件を満たすことのできるいくつかの例があります[IFRS S2号第19項][IFRS S2号第20項]。

企業が設定した、または達成することが要求される気候関連の目標達成に向けて企業がどのような計画を立てているかを開示する場合、次の事項の開示が要求されます[IFRS S2号第14項]。

- 現在のおよび予想される直接的な緩和活動および適応活動(例えば、施設の移転)
- 現在のおよび予想される間接的な緩和活動および適応活動(例えば、顧客やサプライチェーンとの協働)
- 企業はこれらの緩和活動や適応活動にどのように資源を投入しているか、または資源を投入する計画をたてているか。

投資家やその他の主要な利用者は、企業が気候関連リスクをどのように軽減および適応しているかにますます注目していることを考えると、これらの開示は精査を受ける可能性が高いといえます。

2.2.2.1 気候関連のシナリオ分析

気候関連のシナリオ分析は、特定の仮定と制約の下で様々なシナリオを検討することによって、気候に関連するリスクおよび機会の広範にわたる仮想的な結果を評価します。気候関連のシナリオ分析は、将来起こり得ることの予想または予測を意図したものではなく、「起きたらどうなるか」のシナリオに関する情報を提供することを意図しています。TCFDのフレームワークを用いて報告を行っている企業については、シナリオ分析は新しいものではないかもしれませんが、戦略関連の開示の一部として、企業は、報告日現在の企業の環境に合った方法を用いて、企業の気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を使用することが要求されます[IFRS S2号第22項]。

どの方法が企業の環境に合うかの評価には、気候関連のリスクおよび機会への企業のエクスポージャー、ならびに企業が利用可能なスキル、能力および資源を考慮することが含まれます。適用ガイダンス(IFRS S2号B1項からB18項)は、シナリオ分析の利用に関してTCFDが公表する技術的補足を引用しています。例えば、IFRS S2号B4項では、企業の気候関連のリスクまたは機会へのエクスポージャーが大きくなればなるほど、企業は、定量的または技術的に高度な気候関連のシナリオ分析が必要だと判断する可能性が高くなると述べています。気候関連リスクへの企業のエクスポージャーが、シナリオ分析のより高度なアプローチを必要とする場合、企業は、スキル獲得または開発のために利用可能な資源を有しているのであれば、それほど高度ではないアプローチの使用を正当化するためにスキル不足を言い訳に使うことはできません[IFRS S2号BC65項]。

言い換えれば、企業は、過大なコストや労力をかけずに、報告日時点で入手可能な全ての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮できる、気候関連のシナリオ分析アプローチを用いることが要求されます[IFRS S2号B1項]。合理的で裏付け可能な情報の解釈に関する詳細は、「1.2.1.1合理的で裏付け可能な情報」をご参照ください。

IFRS S2号は、特定のシナリオを用いることを企業に要求していません。なぜなら、この評価は、企業に固有の事実および状況(例えば、企業のオペレーションの性質および所在地ならびに企業が晒されている物理的リスクおよび移行リスク)に基づくからです。企業は、どの気候関連シナリオを使用したか、また、多様な気候関連シナリオを用いたかどうかを説明することが求められます[IFRS S2号第22項(b)(i)]。さらに、企業は、各報告日にシナリオ分析を実施する必要はなく、少なくとも戦略計画サイクルに合わせて気候関連シナリオ分析を更新することが求められます[IFRS S2号B18項][IFRS S2号BC68項]。しかし、企業のレジリエンス評価は毎年行うことが求められます。

PwC の所見: 気候関連シナリオの分析

IFRS S2 号第 22(b)(i) の要求事項から明らかなことは、企業が気候関連のシナリオ分析をどのように実施したかの開示が、主要な利用者がその結果を理解するために不可欠であるということです。したがって、シナリオのプロセスの開示は、結果の開示と同様に重要です。

2.2.3 リスク管理

IFRS S2号が要求するリスク管理の開示は、IFRS S1号に含まれる要求事項と整合しています。しかし、IFRS S2号は特に気候に焦点を当てています。詳細については、本資料の「1.3.4.3リスク管理」をご参照ください。

2.2.4 指標および目標

IFRS S2号は、識別された気候関連のリスクおよび機会を測定、監視および管理するために、企業が指標と目標をどのように使用しているかについて、主要な利用者に情報を開示することを企業に要求しています。これには、産業横断的指標、産業別指標（企業は、IFRS S2号に付属するガイダンス「IFRS S2号『気候関連開示』の適用に関する産業別ガイダンス」を参照し、その適用可能性を考慮することが要求される）、企業が設定する指標および目標ならびに法規制によって要求される目標が含まれます〔IFRS S2号第28項〕。

IFRS S2号第29項には7つの産業横断的指標カテゴリーがあり、これには、定量的要素と定性的要素の両方が含まれています。企業は、重要性がある場合に以下を開示しなければなりません。

- 温室効果ガス(GHG)排出(絶対総量) — 企業が管轄当局から別の方法を使用することを要求されている場合を除き、GHG プロトコルのコーポレート基準に従って測定する。これらの開示は、CO2 換算のメートルトンで表す。
- 気候関連の移行リスク— 移行リスクの影響を受けやすい(vulnerable)資産または事業活動の金額およびパーセンテージ(例えば、石炭採掘による企業の収益の金額およびパーセンテージ)
- 気候関連の物理的リスク— 物理的リスクの影響を受けやすい(vulnerable)資産または事業活動の金額およびパーセンテージ(例えば、洪水の発生地域における企業の不動産の金額と不動産ポートフォリオにおけるパーセンテージ)
- 気候関連の機会— 気候関連の機会と整合した資産または事業活動の金額およびパーセンテージ(例えば、低炭素経済への移行を支援するサービスからの企業の収益の流れ)
- 資本投下— 気候関連のリスクおよび機会に企業が使った金額(例えば、低炭素製品の研究開発に企業が投資した金額、年間売上におけるパーセンテージ)
- 内部炭素価格— 企業が炭素価格を意思決定にどのように適用しているのかについての説明を含む、排出コストの評価に用いている、GHG のメートルトン当たりの価格
- 報酬— 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ。および、気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているのかについての定性的記述

PwC の所見: サステナビリティ報告の方針

IFRS S2 号第 28 項(a)は、一般目的財務報告書の利用者が気候関連のリスクおよび機会に関連する企業の実績を理解できるようにするという目的を達成するために、産業横断的指標カテゴリーに関連する情報を開示することを企業に要求しています。この要求事項には、企業のサステナビリティ報告の方針の明確な開示(例えば、企業が指標をどのように算定し、適切な目標を設定しているか)が含まれており、これは強固な会計方針を提供する財務報告の要求事項に類似しています。

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗状況を監視するために企業が設定した定量的および定性的な気候関連目標、および法規制によって要求される目標を開示することが求められます。各目標について、企業は以下の事項を開示しなければなりません。〔IFRS S2号第33項〕〔IFRS S2号34項〕

- 目標の設定と見直しに用いられる指標およびアプローチ
- 目標の目的
- 目標は企業全体に適用されるのか、特定の事業単位や特定の地域など、企業の一部に適用されるのか
- 目標が適用される期間
- 目標達成に向けた進捗が測定される基礎となる期間
- 絶対量目標か、原単位目標か
- 気候変動に関する最新の国際協定(国・地域のコミットメントを含む)が目標にどのように影響しているか

2.2.4.1 GHG排出の開示

IFRS S2号は、企業に対し、一定の移行時の救済措置（「4.経過措置」を参照）を条件として、GHGプロトコルのコーポレート基準に従いスコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出を測定し、開示することを要求しています[IFRS S2号付録A]。

- スコープ1—企業が所有または支配する排出源から発生する直接的な GHG の排出（例えば、企業の工場での溶鉱炉の燃焼による GHG の排出）。
- スコープ2—企業が消費する、購入電力、熱または蒸気の生成から生じる間接的な GHG の排出（すなわち、電力の生成された施設において発生する GHG の排出）。IFRS S2 号は、ロケーション基準によるスコープ 2 GHG 排出量の開示のみを要求しています。該当する場合には、利用者がスコープ 2 GHG 排出量を理解するために必要な、企業が締結した契約上の商品に関する情報を開示することも要求しています。
- スコープ3—企業のバリューチェーンの上流および下流で生じる、スコープ2 排出以外の間接的な GHG の排出（例えば、従業員の通勤から発生する GHG の排出）。

IFRS S2号第29項(a)(iv)では、スコープ1およびスコープ2のGHG排出について、連結会計グループ(IFRS会計基準の場合は親会社およびその連結子会社)と「その他の投資先」の排出を別個に報告することを要求しています。その他の投資先には、IFRS会計基準の場合、関連会社、共同支配企業(joint venture)および非連結子会社が含まれます。

GHGの排出を測定する場合、IFRS S2号では、GHGプロトコルのコーポレート基準における持分割合法または支配法のいずれかを用いて報告の境界を設定することを認めています。選択した測定方法およびその方法を選択した理由を明確に開示する要求事項があります[IFRS S2号B27項]。

- 持分割合法—企業は、事業に占める出資比率に合わせてその GHG 排出を比例的に開示する。例えば、ある企業が投資持分の 70%を保有する場合、企業は、その投資によって発生した GHG 排出の 70%を開示することになる。これは、企業の 100%が連結される財務報告とは異なる。
- 支配法—企業が投資を支配している場合、投資の GHG 排出の 100%を開示し、企業が投資を支配していない場合は開示しない。支配法の中には、GHG プロトコルが次の 2つのモデルのうちどちらかを選択することを認めている。すなわち、財務支配法（財務報告における「支配」の定義と整合する）および経営支配法（企業が投資時にその経営方針を導入および実施する権限を持つ）がある。例えば、ある企業が経営議決権株式の 50%未満を保有しているが、主要な経営上の意思決定を行うことができる場合は、企業は GHG プロトコルで定義される経営支配力を有している。

PwC の所見: GHG 排出

GHG 排出の分解

IFRS S1 号 B30 項は、集約することが重要性のある情報を不明瞭にする場合は、その情報の集約を禁止しています。この要求事項は、全てのサステナビリティ関連の開示に適用され、特に IFRS S2 号の文脈において、企業は、IFRS S2 号第 29 項(a)(iv)で要求されている分解だけでなく GHG 排出の追加的な分解の開示をすることになるかもしれません。

「GHG プロトコル・企業バリューチェーン(スコープ3)算定と報告の標準」にはスコープ3のGHG排出の15のカテゴリーが示されています。IFRS S2号には、カテゴリーごとにスコープ3のGHG排出を分解する要求事項はありませんが、設例では、IFRS S1号B30項の原則を考慮して、企業は実際には、スコープ3のGHG排出をカテゴリーごとに分解する必要がある可能性が示されています。

同様に、IFRS 第 S2 号では明示的に要求されていませんが、IFRS 第 S1 号 B30 項および IFRS 第 S2 号に付属する産業別ガイドランスを考慮すると、ガスの成分による分解が重要になる特定の状況が存在する場合があります[IFRS S2 号 BC100 項]。しかし、どのような状況においても、ガスの成分による分解が適切とは限らないことは明らかです[IFRS S2 号 BC99 項]。

排出の分解は上に挙げたものに限られるわけではなく、企業がどのような情報で分解すべきか決定する際は、企業自身の実態や状況を考慮する必要があります。

共同支配事業および「非連結の組成された企業」

ISSB は、他の企業に対する投資に関する GHG 排出を含めるために異なるアプローチを用いることは、企業の財務諸表におけるこれらの投資に関する情報の提供方法と整合しない可能性があることを認めています[IFRS S2 号 BC101 項]。

IFRS S2 号第 29 項(a)(iv)では、連結会計グループと「その他の投資先」について、企業のスコープ1とスコープ2のGHG排出を別個に報告することを要求しています。IFRS S2 号 BC103 項は、共同支配事業(joint operation)に関連するスコープ1およびスコープ2のGHG排出は、連結会計グループに含め、「その他の投資先」ではないことを明確にしています。

非連結の組成された企業(IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」に定義される)に関連する排出をどこに含めるべきかについてのガイドランスは提供されておらず、この場合、企業は、IFRS S2 号第 29 項(a)(iv)を適用して、「その他の投資先」に関連する GHG 排出を含めることができます。これによりサステナビリティの開示と財務報告の開示はさらに整合することになります。

連結会計グループと「その他の投資先」の分解

IFRS S2 号の設例における設例 1 では、IFRS S2 号第 29 項(a) (iv) で要求されている連結会計グループと「その他の投資先」との分解は投資先の視点に基づいていることを明確にしています[IFRS S2 号 IE5 表 1][IFRS S2 号 BC102 項]。すなわち、他の投資先のスコープ 1 の GHG 排出は、その他の投資先が所有または支配している排出源(連結会計グループが所有または支配している排出源ではない)から発生する直接的な GHG 排出です。

開示された各 GHG 排出の目標について、企業は以下を開示することが要求されています[IFRS S2 号第 36 項]。

- スコープ 1、スコープ 2 またはスコープ 3 の GHG 排出(どの GHG ガスかを含む)が目標の対象となっているか
- GHG 排出目標は総量かまたは正味か(企業が正味の GHG 排出の目標しか有していない場合、関連する総量の GHG 排出目標の開示が要求される)
- 目標は特定セクターの脱炭素化アプローチに基づいているかどうか
- 以下を含む、正味 GHG 排出目標を達成するための GHG 排出を相殺するカーボンクレジットの利用計画
 - 関係するのは自然由来の炭素除去か技術的な炭素除去か
 - カーボンクレジットの検証はどの第三者が行うのか
 - 利用者がカーボンクレジットの信頼性と完全性を理解するのに役に立つその他の要素

企業が資産運用、商業銀行または保険に従事している場合、スコープ3のファイナンスに係る排出に関する追加的な開示要求事項があります。

3. 適用日

IFRS S1号およびIFRS S2号は、2024年1月1日以後に開始する事業年度より適用され、早期適用が認められています。しかし、企業は、適用初年度において、気候関連情報の開示に関連する範囲でのみ、IFRS S1号の要求事項を報告することが認められています[IFRS S1号E5項]。IFRS S2号の適用は影響を受けません。

IFRSサステナビリティ開示基準を適用する2年目は、その他のサステナビリティ関連のリスクおよび機会についてIFRS S1号に基づく情報を提供することが要求されます。これにより、企業は、一貫した、完全で、比較可能なおよび検証可能なサステナビリティ関連財務開示の報告に必要な能力を構築する時間を得ることができます。



4. 経過措置

ISSBは、企業がIFRSサステナビリティ開示基準を適用するのを支援するために、下記の複数の経過措置を提供しています。

- 報告時期—企業は、報告年度の末日から9カ月以内に最初のサステナビリティに関連する報告書を公表することが認められています。IFRSサステナビリティ開示基準の適用の2年目に、企業は、「1.3.7 報告時期」における要求事項に従うことになります[IFRS S1号E4項]。
- 比較情報—企業は、IFRSサステナビリティ開示基準を適用する最初の年次報告期間は比較情報を報告することは求められません[IFRS S1号E3項][IFRS S2号C3項]。
- GHG排出の測定—企業がGHGプロトコルのコーポレート基準と異なるGHG排出の測定方法を用いている場合、企業は、適用初年度において、この異なる測定方法を使用し続けることが認められます[IFRS S2号C4項(a)]。
- スcope 3のGHG排出—企業は、IFRSサステナビリティ開示基準を適用する初年度において、scope 3のGHG排出を開示することは要求されません[IFRS S2号C4項(b)]。

PwCの所見:後発事象

移行時の報告スケジュールが後発事象に与える影響

IFRSS1号第67項では、報告期間の期末日後ではあるがサステナビリティ関連財務開示の公表承認前に生じた、短期、中期または長期にわたり企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報の提供を企業に要求しています。これらの開示は、非開示により主要な利用者の意思決定に影響すると合理的に予想される場合にのみ要求されます。

企業は、報告期間の期末日後9カ月以内に最初のサステナビリティ報告書を公表するを選択できます。これは、企業が後発事象を検討することが求められる重要な期間です。追加の9カ月の一部または全部を利用を選択した企業は、報告期間後およびサステナビリティ関連財務情報開示の公表承認日まで、事象を追跡し続ける必要があります。



5. 特定のガイダンスがない場合の開示

PwC の所見:財務報告との相互作用

IFRS S1 号は、名前が示すとおり、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項を規定しています。しかし、IFRS サステナビリティ開示基準で明示的に取り上げられていない、買収や売却をどのように反映させるかなどの、一般的な表示および測定に関する多くの問題が存在します。

特定の状況について、IFRS サステナビリティ開示基準には、限られたガイダンスしかなかったり、あるいはガイダンスが存在しなかったりする場合もあります。財務報告の観点からは、IAS 第 8 号が、権威あるガイダンスを提供する特定の IFRS 基準が存在しない場合に、取引、その他の事象および状況に対応するためのガイダンスを提供しています。IFRS サステナビリティ開示基準の中には同等のガイダンスがありませんが、IAS 第 8 号の代替的なガイダンス源の階層は、合理的なアプローチを提供しています。

特定のガイダンスがない場合、IAS 第 8 号は、IFRS 内、それから US GAAP 内における同様の取引または事象に関する会計原則を優先しています。サステナビリティ報告についても同様のアプローチをとることで、サステナビリティ報告の利用者にとって有用な情報となる可能性があります。その結果、IFRS サステナビリティ開示基準に権威あるガイダンスがない場合、財務報告とサステナビリティ報告の間に自然な対称性が存在すれば、企業は、財務報告のフレームワークの原則をサステナビリティ報告に適用することを考慮することができます。さらに、IAS 第 8 号のアプローチに従い、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準と矛盾しないアプローチを開発するために、同様の概念フレームワークを使用する他のサステナビリティ報告フレームワークを参照することも可能です。

例えば、十分に理解された財務報告の手法を活用して報告の境界やグループ構造の変化に関する仮定を行うことは、作成者や利用者にとっての複雑さを減少させることになるでしょう。買収については取引日以降、売却については取引日までの報告をするという財務報告の原則は、サステナビリティ開示にとっても同様に合理的なアプローチです。



6. 次のステップ

現在、ISSBは、IFRS S1号を基礎とした次のテーマ別基準を考えています。IFRS S1号とIFRS S2号の公表に先立ち、ISSBは、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」を公表し、次のテーマ別基準および他のプロジェクトと比較した相対的な優先度に関するフィードバックを求めています。これは、今後2年間の作業計画策定に役立てられます。アジェンダの優先度に関する情報要請への回答の期限は、2023年9月1日です。



© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.